社会福祉法人　建仁会　行動計画

　　　　男女ともに職員が育児休業を取得し、復職後も子育てを行いながら就業を継続し、活躍できるよう次のように行動計画を策定する。

１.計画期間　令和　６年１２月　１日～令和　８年１１月３０日末までの２年間

２.目標

目標：子供の出生時における、育児休業の取得を７５％にする。

　　【取組内容】

　　　◦令和　６年１２月～育児休業に関する情報の収集、制度の周知を図る。

　　　◦令和　６年１２月～施設内掲示により、職員へ周知する。